

第十五号様式(第四十九条第二項関係)  
表 縦十センチメートル  
横八センチメートル

|       |            |
|-------|------------|
| 証 明 書 |            |
| 第 号   | 令和 年 月 日交付 |
| 所 属   |            |
| 職 氏 名 |            |

こども家庭庁長官又は  
地方厚生局長 印

右の者は、児童福祉法第五十九条の五第二項の規定により内閣総理大臣に適用があるものとされた同法第五十九条第一項の規定による質問又は立入検査をする職権を行う者であることを証明する。

裏

児童福祉法第五十九条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があるときは、第六  
条の三第九項から第十二項まで若しくは第三十六条から第四十四条まで(第三十九条の二を  
除く。)に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五条第三項の届出若しくは認定こど  
も園法第十六条の届出をしていないもの又は第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第  
四項の認可若しくは認定こども園法第十七条第一項の認可を受けていないもの(前条の規定  
により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園  
法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含  
む。)については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、  
又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営に  
ついて必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証  
明する証票を携帯させなければならない。

② 第十八条の十六第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ ④ (略)

児童福祉法第五十九条の五 第二十一条の三第一項、第三十四条の五第一項、第三十四条の六、  
第四十六条及び第五十九条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務  
は、児童の利益を保護する緊急の必要があると内閣総理大臣が認める場合に於ては、内閣  
総理大臣又は都道府県知事が行うものとする。

② 前項の場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るも  
のに限る。)は、内閣総理大臣に関する規定として内閣総理大臣に適用があるものとする。

この場合において、第四十六条第四項中「都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設  
の」とあるのは「その施設の」と、第五十九条第五項中「都道府県児童福祉審議会の意見を  
聴き、その事業の」とあるのは「その事業の」とする。

③・④ (略)